

業務指示書

ドミニカ共和国省エネルギー・セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年5月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギーに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／省エネルギー政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー政策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ドミニカ共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済評価】

- 1) 類似業務の経験：経済評価に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ドミニカ共和国 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(DOP1 = 2.399 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー政策
経済評価

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月19日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ドミニカ共和国省エネルギー・セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー政策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 経済評価	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2. 調査の目的・内容に関する事項】

1. 背景

ドミニカ共和国は、国内消費電力の燃料を海外からの石油を中心とした化石燃料の輸入に大きく依存している。電力供給に係る政府補助金は、2012年度GDPの2.2%に相当する12億ドルを超えるなど、国家財政上の大きな負担となっていることから、同国政府は、エネルギー源構成の見直し、関連機関の組織強化、配電ロスの削減等、様々なエネルギー改革に取り組んでいる。しかしながら、年々増加する電力需要（年平均6%増）の中、電力供給体制側の改革のみでは対応に限界あり、国家財政負担の軽減及び気候変動対策のためには、需要者側の取り組みも含めた包括的な省エネ対策が必要な状況にある。

JICAは、気候変動緩和策に向けた具体的な取り組みの一つとして、2012年に米州開発銀行（IDB）と締結した協調融資枠組み（CORE: Cofinancing for Renewable energy and Energy efficiency）を通じて、中米・カリブ地域においてエネルギー・セクターへの有償資金協力を展開している。

本調査は、省エネルギー促進についてその調査結果をIDBとも共有・協議し、協調融資案件の形成可能性の検討を行うことを目的とするものである。

2. 業務の目的

本調査は、ドミニカ共和国において、省エネ実証データ等の収集・分析を踏まえ、我が国の省エネ技術を活用した費用対効果の高い具体的な省エネ対策（政策部分）の可能性を検証し、その結果を基に省エネルギー促進のためのアプローチの検討を目的とする。

3. 業務の対象地域

ドミニカ共和国全土

4. 相手国関係機関

ドミニカ共和国国家エネルギー委員会（CNE）

5. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「8. 成果品等」を念頭に、「6. 業務上の留意点」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

6. 実施方針及び留意点

(1) 実施方針

ドミニカ共和国の電力セクター（政府、民間、一般家庭）を対象とした省エネ対策ロードマップ、並びに効果的、現実的、且つ持続性のある需要者側（公的セクターに限定）の省エネ投資計画の提案に必要な情報の収集・分析を行う。

また、同省エネ投資計画のエビデンスを示すことを目的として、インパクト評価の手法による公的セクター関係施設を対象とした省エネ実証データ収集を実施する。

省エネルギー促進のためのアプローチは、①省エネ対策ロードマップ、②①の実現に必要な技術支援アイデア、③公的セクターにおける省エネ投資計画、④省エネ円借款案件アイデアのコンポーネントから構成されることを想定している。

IDB のプログラム借款 (Power Sector Sustainability and Efficiency Program Loan) との将来的な協調融資 (省エネ部分へのノンプロジェクト型借款、及び日本の民間技術を活用した省エネ投資計画実施のためのプロジェクト型借款) の可能性を念頭に置いた調査を行う。

(2) 留意事項

1) 省エネ実証データの収集について

① 目的

技術的実施可能性の分析、事業費の見積を行うために、省エネエアコン技術に係る実証データ収集を実施する。

② 具体的な実施方法

公共セクターが使用している執務室等の施設のそれぞれ 2 部屋に既存のインバーター機能無しエアコンが設置されている条件と同じ条件下で、インバーター機能付エアコンを設置し、双方にメーターを取り付け、インバーター機能無しエアコン及びインバーター機能付エアコンの双方を 1 年間交代で稼働させて、双方のエアコンのエネルギー消費効率を測定・比較を行う。なお、実際のデータ測定については、コンサルタントと先方実施機関技術スタッフによる対応を想定している。

2) 本調査の過程については、JICA(本部及びドミニカ共和国事務所)の他、IDB(本部及びドミニカ共和国事務所)と適宜調査の進捗報告、報告書の確認を行うこととする。

7. 業務の内容

以下の内容の業務を実施する。その工程計画をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内準備作業

①電力セクターに係る既存情報(電力セクターの概況、現地関連機関の実施体制、エネルギー分野の政策・開発計画、国家省エネ計画、省エネルギー法案、IDB の Power Sector Sustainability and Efficiency Program、電気料金体系、省エネを奨励する各種インセンティブスキーム、普及している省エネ技術等)の収集・整理・分析を行う。

②公的セクター関係施設(2 施設程度)を対象としたインパクト評価の手法による省エネ実証データ収集計画案を作成する。

③①～②を取り纏め、調査の方針を示したインセプションレポートを作成の上、JICA 中南米部へ説明・提出し、承認を得る。

(2) 第一次現地調査

①インセプションレポートを、JICA ドミニカ共和国事務所、IDB ドミニカ共和国事務所、CNE 及びドミニカ共和国電力公社 (GDEEE) に説明し、協議を行い、必要に応じて修正を加える。

【省エネ対策ロードマップ】

②電力セクターに係る現地情報を追加で収集・整理・分析した上で、公的セクタ

一、民間セクター及び家庭レベルを対象とした省エネ対策の関係機関・団体特定し、省エネ対策における国内政府関係機関の所管事項、国家省エネ計画、省エネルギー法案、省エネに関する政策・制度を確認した上で、各関係機関として取り得る対策案を検討する。

③上記対策案をもとに、公的セクター、民間セクター及び家庭レベルを対象とした省エネ対策ロードマップ案（骨子）を作成する。

④上記ロードマップ案（骨子）に関与する各関係機関の実施能力を分析した上で、同ロードマップ案の実施に必要な有償勘定技術支援による技術支援案を検討する。

【公的セクターにおける省エネ投資計画】

⑤公的セクター関係施設を対象とした電力消費実態調査を実施し、施設の消費電力量に関するデータベース、及び電力を消費している資機材リストを作成する。

⑥上記データベース、適用される電気料金体系等をもとに、公的セクター関係施設で消費されている電力コストを推計する。

⑦上記データベース、資機材リスト等をもとに、省エネ関連資機材設置による簡易な省エネ実証データ収集に係る計画案を作成し、CNE、CDEEE 等関係機関と協議を行う。

⑧省エネ実証データ収集用の資機材の調達（現地にて機材レンタル等）、設置、維持管理、モニタリング方法等について検討した上で、同データ収集の準備を行う。

⑨第一次現地調査の結果を JICA ドミニカ共和国事務所へ報告する。

(3) 第一次国内作業

①第一次現地調査の結果を JICA 中南米部へ報告する。

②第一次現地調査結果を取り纏め、JICA、IDB 関係者と協議し、省エネ促進のためのアプローチ案に必要な修正を加える。なお、IDB 関係者にはメールベースで調査結果について協議を行う。

③第二次現地調査以降に行われる省エネ実証データ収集に必要な資機材の現地調達の準備を行う。

④省エネ促進のためのアプローチに係る修正案、並びに省エネ実証データ収集計画案を含む第二次現地調査計画を作成し、JICA 中南米部へ説明を行う。

(4) 第二次現地調査

①省エネ促進のためのアプローチ修正、並びに省エネ実証データ収集計画案を含む第二次現地調査計画を JICA ドミニカ共和国事務所、CNE 及びドミニカ共和国電力公社（CDEEE）に説明する。

【省エネ対策ロードマップ】

②省エネ対策ロードマップ及び技術支援内容に係る修正案について、CNE、CDEEE 等関係機関と協議し、完成させる。

③インテリムレポート I 案作成に必要な電力セクター、省エネ対策、他のドナーの動向等追加情報の収集を行う。

【公的セクターにおける省エネ投資計画】

- ④省エネ技術の導入等を含む公的セクターにおける省エネ投資計画案を作成する。
- ⑤上記省エネ投資計画案、その実施のために必要な協力ニーズ等について、CNE、CDEEE 等関係機関と協議する。
- ⑥上記協議結果を踏まえ、公的セクターにおける省エネ円借款案件アイデア案を作成し、JICA に確認後、CNE、CDEEE へ提案する。

【省エネ実証データ収集】

- ⑦公的セクター関係施設において省エネ実証データ収集を開始する。
- ⑧CNE、CDEEE 等関係機関へ省エネ実証データ収集に係るモニタリング、資機材の維持管理方法等に関して指導、助言を行う。
- ⑨第二次現地調査の結果を JICA ドミニカ共和国事務所へ報告する。

(5) 第二次国内作業

- ①第二次現地調査の結果を JICA 中南米部へ報告する。
- ②第二次現地調査結果を踏まえ、インテリムレポート I 案（省エネ促進のためのアプローチ、省エネ投資計画及び省エネ円借款案件アイデア案含む）を作成する。
- ③上記インテリムレポート I 案について、JICA、IDB 双方関係者との協議を経て、必要な修正を行い、インテリムレポート I を完成させる。なお、IDB 関係者にはメールベースで同レポート案に関する協議を行う。
- ④第三次現地調査計画を作成し、JICA 中南米部への説明を行う。

(6) 第三次現地調査

- ①インテリムレポート I につき、JICA ドミニカ共和国事務所、CNE 及びドミニカ共和国電力公社（CDEEE）に説明し、協議を行い、必要に応じて修正を加える。
- ②省エネ実証データ収集（半年間）から得られたデータの整理・分析を行う。
- ③上記分析結果等をもとに、省エネ技術の導入等を含む公的セクターにおける省エネ投資計画の内容を更新する。
- ④上記分析結果等を踏まえ、公的セクターにおける省エネ円借款案件アイデアの内容も必要に応じて更新し、CNE、CDEEE と協議する。
- ⑤省エネ実証データ収集（半年間）結果をもとに、CNE、CDEEE 等関係機関及び現地民間企業を対象に省エネ意識向上を目的としたセミナーを開催する。
- ⑥CNE、CDEEE 等関係機関へ省エネ実証データ収集に係るモニタリング、資機材の維持管理方法等に関して指導を行う。
- ⑦第三次現地調査結果を JICA ドミニカ共和国事務所に報告する。
- ⑧IDB 本部（ワシントン DC）において本調査結果についてプレゼンテーションを実施する。

(7) 第三次国内作業

- ①第三次現地調査結果を JICA 中南米部へ報告する。
- ②第三次現地調査結果を踏まえ、省エネ実証データ収集（半年間）の経過報告、省エネ投資計画及び省エネ円借款案件アイデアを取り纏めたインテリムレポート

Ⅱ案を作成する。

③上記インテリムレポートⅡ案について、JICA、IDB 双方関係者との協議を経て、必要な修正を行い、インテリムレポートⅡを完成させる。なお、IDB 関係者にはメールベースで同レポート案に関する協議を行う。

④CNE、CDEEE 等から、JICA と相談の上、本邦招聘されるドミニカ共和国省エネセクター関係者の受入内諾取り付け、及び受入準備に必要な連絡調整を行う。

⑤ドミニカ共和国政府宛の本邦招聘に係る人選依頼レター案を作成する。

⑥第四次現地調査計画を作成し、JICA 中南米部へ説明を行う。

(8) 第四次現地調査

①インテリムレポートⅡにつき、JICA ドミニカ共和国事務所、CNE 及びドミニカ共和国電力公社（CDEEE）に説明し、協議を行い、必要に応じて修正を加える。

②先方政府に本邦招聘事業の説明を行い、招聘者の人選状況の確認を行い、人選に係る調整を行う。

③省エネ実証データ収集（1年間）から得られたデータの整理・分析を行う。

④上記分析結果等をもとに、省エネ技術の導入等を含む公的セクターにおける省エネ投資計画の内容を更新する。

⑤第四次現地調査結果を踏まえ、これまでのレポートに実証データ収集部分（1年間）を加えたドラフトファイナルレポートを作成し、CNE、CDEEE と協議する。

⑥省エネ実証データ収集（1年間）結果をもとに、CNE、CDEEE 等関係機関及び現地民間企業を対象に省エネ意識向上を目的としたセミナーを開催する。

⑦省エネ実証データ収集のために設置した資機材の撤去・整理を行う。

⑧第四次現地調査結果を JICA ドミニカ共和国事務所に報告する。

⑨IDB 本部（ワシントン DC）において、第四次調査結果を含め調査を通じて得られた情報に係るプレゼンテーションを実施する。

(9) 帰国後整理期間

①上記ドラフトファイナルレポート（省エネルギー促進のためのアプローチ：①省エネ対策ロードマップ、②①の実現に必要な技術支援アイデア、③公的セクターにおける省エネ投資計画、④省エネ円借款案件アイデア、及び実証データ収集部分）について、JICA、IDB 双方関係者との協議を経て、必要な修正を行い、ファイナルレポート（政策部分、実証データ収集部分）を完成させる。IDB 関係者にはメールベースで同レポートに関する協議を行う。

②JICA とも相談の上、本邦招聘事業に係る招聘者受入に必要な連絡調整、実施中に必要な支援業務を行う。

③第四次現地調査結果等をもとに、本邦民間企業等を対象としたセミナーを開催する。なお、本邦招聘者もセミナーに参加する。

8. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうちファイナルレポートを最終成果品とする。なお、最終報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書に関しては、JICA 及

び CNE に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

- (1) インセプションレポート (IC/R)
記載事項：作業工程、要員計画、省エネ実証データ収集計画、ファイナルレポート目次 (案) 等
提出時期：国内準備期間終了時 (2014 年 7 月中旬を想定)
部数：和文 3 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)、西文 3 部 (簡易製本)
- (2) インテリムレポート (IT/R) I
記載事項：第二次現地調査結果
提出時期：第二次国内作業終了時 (2014 年 12 月中旬を想定)
部数：和文 3 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)、西文 3 部 (簡易製本)
- (3) インテリムレポート (IT/R) II
記載事項：第三次現地調査結果
提出時期：第三次国内作業終了時 (2015 年 5 月上旬を想定)
部数：和文 3 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)、西文 3 部 (簡易製本)
- (4) ドラフトファイナルレポート (DF/R)
記載事項：調査結果全体
提出時期：第 4 次現地調査終了時 (2015 年 11 月下旬を想定)
部数：和文 3 部 (簡易製本)、英文 10 部 (簡易製本)、西文 3 部 (簡易製本)
- (5) ファイナルレポート (F/R) 及び要約
記載事項：DF/R に対して必要な修正、追記を行った全調査結果
提出時期：帰国後整理期間終了時 (2015 年 12 月上旬を想定)
部数：和文 5 部、英文 15 部、西文 5 部 CD-R2 枚
- (6) その他の提出物
 - ① 議事録等：各報告書にかかる CNE との協議概要を協議議事録 (M/M) に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。
提出時期：その都度
 - ② 作成及び収集した資料、データ (撮影写真を含む) 及びそのリスト：尚、各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。
提出時期：その都度
 - ③ その他：上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。
- (7) 報告書作成にあたっての留意点
 - ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記

する。

- ② 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

【第3. 業務実施上の条件】

1. 調査の工程

本調査は2014年7月中旬開始、2015年12月上旬にファイナルレポート完成を目途とする。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

現地調査の終了時には、JICA ドミニカ共和国事務所及び IDB（ドミニカ共和国事務所）に対し、また、IDB 本部に立ち寄り、調査結果の報告を行うこと。

調査工程(2014年7月～2015年12月):

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
国内作業		↔																			
現地調査				第一次現地調査									第二次現地調査								
実証データ収集				(事前準備)									実証データ収集								
セミナー																					
報告書提出				○ インセプション												○ インテリム I					

	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
国内作業										↔														
現地調査							第三次現地調査																	
実証データ収集																			実証データ収集					
セミナー							現地セミナー			▲	▲				○ インテリム II									
報告書提出																								

	9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
国内作業										↔		
現地調査							第四次現地調査					
実証データ収集												
セミナー							現地セミナー			▲	△	本邦セミナー
報告書提出							ドラフトファイナル			○	◎	ファイナル

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

- (1) 全体 M/M : 17.83M/M 程度
- (2) 想定する業務従事者の構成案

- ① 総括／省エネルギー政策（2号）
- ② 経済評価（3号）
- ③ 省エネ現況調査
- ④ 省エネ実証

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

調査対象国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査の実施にあたり、コンサルタントは独自で業務を遂行することが求められているが、JICAは、現地業務開始時における調査対象国政府関係機関への調査・視察内容やスケジュールの通知及び調査・視察への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

4. 配布資料／参考資料

- (1) 配布資料：省エネルギー法案
- (2) 参考資料：IDB Power Sector Sustainability and efficiency Program
<http://www.iadb.org/en/projects/project-description-title,1303.html?id=DR-L1050>

5. 現地再委託

現地再委託は見込んでいないものの、必要であると判断する場合にはプロポーザルで提案し、その部分に係る必要な経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 調査用資機材

業務遂行上必要な機材があれば、実施データ収集用機材（エアコン）を含め、プロポーザルにて提案すること。

7. その他留意事項

(1) 本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAドミニカ共和国事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

(3) 先方関係機関、JICA ドミニカ共和国事務所及び JICA 中南米部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

(4) 現地で通訳（和-西、または英-西）の備上を認めるため必須ではないものの、効率的な業務実施の観点から西語での業務が可能な団員が業務従事者に含まれることが望ましい。

以上